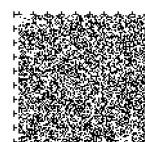
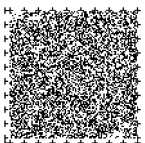


第4章

施策の展開





基本方針 1 ニーズ把握体制の充実（ニーズ把握）

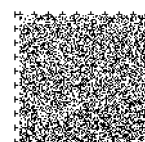
基本施策 1 相談支援体制・情報提供の充実

市民が抱える課題は、制度やサービスだけでは全てに対応できないことや、本人も自身の課題が何かを理解できないことも少なくありません。これらをまず受け止めて、ニーズを明らかにしていくことが、相談支援には求められます。

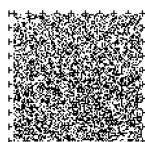
生活課題・福祉課題を抱えた人が地域の身近なところで相談できるよう、各相談機関や団体等が相互に協力しながら、さまざまな分野の相談に総合的に応じられる相談支援体制の充実を図ります。

また、福祉サービスは多岐にわたり、内容も複雑であることから、わかりやすい情報発信の方法を検討し、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、情報提供の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①属性を問わない相談支援	どのような相談に対しても受け止め、しかるべき機関につなぐことや、他機関との協働によって解決を目指す相談支援を実施します。	市・社協・事業者
②相談事業所間の連携	高齢、障害、こども、困窮等、複数の分野にまたがる複雑な相談に、分野横断的な視点で対応します。包括的な支援として、さまざまな専門機関が連携して、一人ひとりの状況に合わせたチームアプローチを行います。	市
③住民による相談支援	地区社協、自治会、NPO、ボランティア団体はその活動を通じて、相談を受け、また、支援を行っています。必要な場合には住民を介して、市、社協、また、相談機関に伝える仕組みを確立し、住民が地域全体を支える風土づくりを進めます。	市民 (支援: 市・社協)
④地域共生社会を目指した住民による情報提供の充実	地域の中で困っている人を見かけたら声を掛けるとともに、日常の挨拶やちょっとしたおしゃべりを大切にします。このような普段からのコミュニケーションが、悩みや心配を打ち明けるきっかけとなり、孤立の防止や問題の早期発見につながります。 また、出前講座や講演会等で得た知識や活動を通じて得たものを、参加した市民が他の人へ伝える口コミは、重要な情報発信となります。また、市民自身の活動体験も大切な情報です。身近な人からの情報伝達の輪を広げ、支援が必要な人が孤立しない地域づくりにつなげます。	市民 (支援: 市・社協)



取組項目	取組内容	取組の主体
⑤ 市内活動団体の情報収集・情報発信	市内で活動するNPOやボランティア団体、地域活動団体等の活動内容や連絡先等の情報を集約します。地域にどのような社会資源があるかを正確に把握し、発信していくことで、相談支援の際に適切な団体へつなぐことや、団体間の連携促進に役立てます。	市・社協・事業者
⑥ 相談機関の市民周知	相談機関の周知のため、広報誌やホームページ、SNSでの情報発信だけでなく、各種団体や地域へ出向いて行う出前講座等を開催することにより、支援を必要としているものの情報が届きにくい市民への周知を図り、孤立することなく適切な支援につながる体制を構築します。	市・社協・事業者
⑦ アウトリーチ活動	支援が必要にも関わらず、自ら声を上げることが難しい方に対し、支援者側から地域へ出向くアウトリーチ活動を実施します。制度の狭間にある課題や、支援につなげていく必要のある生活課題を発見し、問題解決につなげます。	社協

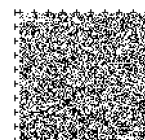


基本施策2 民生委員児童委員との連携強化

民生委員児童委員(民生委員)は、困りごとを抱える市民にとって近い存在であり、幅広い方からさまざまな相談を受け、必要に応じて行政・福祉機関につないでおり、多様な社会福祉活動を行っています。民生委員がさらに効果的に活動できるよう、活動の周知や人材確保に向けた働きかけの強化を図ります。

また、民生委員の活動に対して、市や社協、関係機関との連携をより充実することで、地域福祉の向上を図ります。

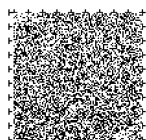
取組項目	取組内容	取組の主体
①民生委員活動の周知	広報やチラシ、SNS等を用いて、民生委員活動の周知を行います。	市・社協
②民生委員と関係機関との連携・協働	民生委員と関係機関で、地域の状況等に関する情報共有を行います。課題を抱える世帯への支援を行う際には、必要に応じて、民生委員もコミュニティケア会議や個別支援会議等に参加し、情報共有を図るとともに、関係機関と連携した効果的な支援を行います。	市・社協
③民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化と各地区の連携支援	自治会等の地域組織への推薦依頼や、各種サポーターやボランティア等、地域で活動している人への呼びかけ等により、民生委員の欠員地区の解消を図ります。	市・社協
④民生委員活動への協力	民生委員活動によって、地域で見守りがあることを理解し、民生委員活動に協力することで、住民同士で助け合う互助の力を強めることが必要です。	市民
⑤民生委員の人材育成	地域課題が複雑化・多様化されている中で、行政制度も頻繁に改定され、最新情報の習得や安全確保、地域連携個人情報、権利擁護への対応といった研修の実施を体系的に図ります。	市・社協
⑥民生委員への相談	地域課題や困りごと等がある場合、必要に応じて民生委員に相談します。民生委員が地域における課題解決に向けた体制づくりにつなげることにより、地域での支援の輪を広げます。	市民



基本施策3 孤独・孤立に対する支援

地域住民の中には、支援が必要な状況にあるものの、支援を求める声を自ら上げられない場合や支援を拒否する場合、支援につながるまで時間がかかる場合等があります。地域での孤立を解消するような、人と人、人と場をつなげる仕組みを創出します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①声を上げやすい・相談しやすい環境整備の検討	誰にも頼れず社会から孤立してしまう人をなくするため、孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、新たな取り組みを検討していきます。当事者が自ら声を上げやすい雰囲気づくりや、必要な支援に確実につながる相談体制等、実効性のある環境整備を目指します。	市・社協・市民
②悩みや困りごとの相談先等の周知	相談窓口での相談に加え、相談窓口の周知や窓口等に来られない、声を上げられない当事者を考慮し、SNS等を活用している外部の相談先の周知を進めます。	市・社協
③住民同士による居場所づくり、日常での声掛けや見守り活動の促進	住民が主体となった、地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や見守り・声掛け活動を促進するための支援を行います。	市民 (支援:社協)
④ボランティア活動の紹介	社会参加や地域貢献へのきっかけとして、本人の関心や希望に応じたボランティア活動を紹介します。活動を通じて人との接点や没頭できるものを見つけることで、役割や生きがいを持ち、社会的な孤立感の軽減につながります。	社協
⑤市民による地域活動の活性化	市民が主体となり、身近な地域でサロン等をはじめとした自分らしくいられる多様な「居場所」づくりに取り組みます。	市民
⑥地域活動等への参加	地域社会の一員として、人と人、人と場をつなげるを作るために、市民が地域のイベントや活動に積極的に参加します。	市民

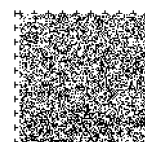


基本施策4 ひきこもりに対する支援

ひきこもりに関する早期介入や自立促進プログラム等の支援を展開し、ひきこもり当事者が地域において孤立することなく、自己肯定感を持って生活できるよう、アウトリーチ型の積極的な支援を行える体制づくりを進めます。

また、ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースも多く、多分野との連携が求められるため、相談支援体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域での見守りの実施	民生委員や地域住民の連携により、気になる世帯や家庭への見守りを継続的に行い、さりげない声掛け等を通じて社会からの孤立を防ぎ、異変の早期発見に努めます。	市民 (支援:社協)
②ひきこもりセンターによる早期発見・早期介入	ひきこもりセンターにより、民生委員や地域の実情を知る住民と情報を共有することで、ひきこもりの発見とアウトリーチ型の支援につなげていきます。支援にあたっては、適切なアセスメントを実施し、それぞれの状況に合わせたプランを立てた上で伴走型の支援を行っていきます。	市
③ひきこもりを抱える世帯に対する相談支援体制の充実	ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースも多いため、的確に問題を把握し、家族に対する適切な助言・指導を行うなど、本人に対する支援だけではなく、世帯に対する包括的な支援を実施します。	社協
④ひきこもり当事者に対するニーズ把握や就労支援の実施	社協が運営する事業所における事業を活用し、ひきこもり当事者が認められ、受け入れられる場を提供します。また、和光市くらし・仕事相談センターすたんど・あつぷにおいて実施している就労支援事業として相談の支援を行うほか、サロン活動、ボランティア作業を通じて、就労準備や中間的就労につなげます。	社協
⑤ひきこもりについての講演会や勉強会、交流会の開催	ひきこもりに関する市民への理解や啓発を進めるため講演会や勉強会、同じ悩みを持つ人たちの交流会等を開催します。同じ悩みを抱える人との交流や専門的な支援を通じて、孤立感を和らげ、社会とのつながりを回復する一歩とします。	社協
⑥ひきこもりについての相談、勉強会、地域の居場所への参加	ひきこもり当事者やその家族が、専門機関への相談や、正しい知識を学ぶための勉強会、安心して過ごせる地域の居場所へ積極的に参加します。	市民



基本施策5 ケアラー・ヤングケアラーに対する支援

高齢、障害、病気等の状態にある家族や身近な人に対して、無償で介護や日常生活上の世話をしている方を「ケアラー」といいます。その中でも、子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を「ヤングケアラー」としています。

高齢者分野では、家族介護者に対する支援として介護サービス等による施策が行われているものの、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、家族によるケアが当たり前となる傾向があり、本人にその自覚がないことや自ら相談しにくいことなど、問題が潜在化しやすい状況にあります。

ケアラー・ヤングケアラーの早期発見・把握をするとともに、負担軽減や課題解決を図るため、状況に応じて複数の関係機関や多職種による連携を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域の見守りによるケアラー・ヤングケアラーへの早期支援	住民同士による日常的な挨拶や交流から、ケアラー・ヤングケアラーの存在やその困りごとに気づき、支援を必要としている場合は相談機関へつなげます。	市民 (支援: 市・社協)
②ケアラー・ヤングケアラーに対する相談・支援の実施	医療、介護、福祉、教育等の関係機関が連携し、支援が必要なケアラー・ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげます。支援にあたっては、本人への個別支援だけでなく、ケアの背景にある家族の状況等も踏まえた一体的な支援を行います。	市・社協
③児童センター(館)等の児童施設の活用促進	児童センター(館)では、学校との連携を中心に進めつつ、地域の身近な相談の入り口としての役割を整え、こどもが安心して過ごせる居場所づくりと利用促進に取り組めます。	市・社協
④ヤングケアラーが過ごせる場の整備	栄養バランスの取れた食事や、多世代との交流の機会となるこども食堂・地域食堂等、地域社会でケアラーを支える環境を整備します。	市民 (支援: 市・社協)
⑤ケアラーが相談できる場の周知	ケアラーが1人で悩みを抱え込まないよう、市の相談事業所の案内に加え、専門的な支援を行うNPO等の外部相談先も積極的に紹介します。	市・社協



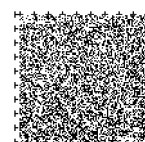
基本方針 2 だれもが参加できる市民活動の機会づくり (参加支援)

基本施策 1 地域福祉センター及びボランティアセンターの活用・機能の充実

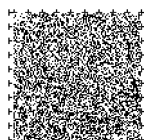
地域福祉センターやボランティアセンターの活用・機能を充実させ、気軽に誰もが参加できる活動、つどいの場所を提供し、地域の受け入れを促進します。

弱まってきている地域社会の支えを強化、あるいは改めて創造する活動が求められます。地域活動の参加者から担い手となる住民や団体の開拓を目指します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域福祉センターの有効活用と利用者の拡大	地域福祉センターは、地域住民の自治活動または福祉活動等の場を提供することにより、施設の有効利用を図るとともに、高齢者・障害者への理解を深め、コミュニティの形成及び福祉の増進を図る地域拠点であり、引き続き多くの市民が利用できるような環境づくりに努めます。特に、これまで利用の少ない夜間帯やこども・若者への貸し出しを積極的に進め、利用者の拡大を図ります。	市
②地域活動への参加支援	(1)高齢者活躍の支援 高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」の運営支援等、高齢者が生きがいを持って活躍できる場の提供につなげます。また、高齢者が生涯現役で活躍できる仕組みづくりを行い、高齢者の雇用・就業支援だけでなく、ボランティア等の社会参加推進に取り組みます。 (2)地域活動の参加のきっかけづくり 市内にある各種サポーターの講座の情報を学校や自治会、地区社協等に提供し、参加するきっかけを作ります。 (3)地域とのつながり支援 地区社協等の地域関係機関と連携し、地域の事業にボランティア・各種サポーターに参加を呼びかけ、地域のつながりを醸成します。	市・社協
③地域活動への参加	地域の事業や各種サポーターの講座等、地域のつながりづくりに関わる地域活動に、できる範囲で参加します。	市民 (支援: 市・社協)



取組項目	取組内容	取組の主体
④ ボランティアセンターによる活動団体への支援	<p>ボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報提供や相談、ボランティア活動団体に対する財政支援、専従職員によるニーズ把握やマッチング、ボランティア活動団体の交流事業の実施等、ボランティア活動に関するサポート業務を行います。</p> <p>ボランティアを受け入れる団体や施設のリスト化や、ボランティア情報の発信、マッチング機能や交流事業の強化を活発に行い、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。</p>	社協
⑤ ボランティア活動への参加促進	<p>ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティアセンターによる地域のボランティア活動のPRを、広報やホームページ等さまざまな媒体を利用して積極的に行います。</p> <p>ボランティア体験後に継続して活動に関わってもらうために、ボランティアを「したい人」「受けたい人」への情報提供を進めます。</p> <p>また、日中働いている人等、多様な参加のしかたが可能になるような活動を検討し、学生からシニアまで潜在しているニーズを発掘して、活動につなげます。</p>	社協
⑥ ボランティア活動への参加	<p>地域での助け合いやつながりを大切にしながら、できる範囲でボランティア活動に参加します。</p>	市民
⑦ 学校・地域・地区社協が一緒になって行う福祉共育や活動参加の推進	<p>若い世代から思いやりや助け合いの心を育み、福祉に対する理解を深められるよう、ボランティアセンター等の講座や用具の貸し出し等を通じて、小中学校や高等学校への福祉共育を地域や地区社協とともに推進します。</p>	社協
⑧ 福祉共育や活動への参加・協力	<p>地域の福祉課題に関心を持ち、自分ごととして考え、他の人々と協力しながら行動できるよう、福祉共育に積極的に参加・協力します。</p>	市民
⑨ 企業・社会福祉法人・NPO法人関係団体への社会貢献活動の啓発	<p>地域における企業や団体に対し、地域共生社会の一員としての認識を促すため、社会貢献活動等の啓発等を行います。</p>	社協

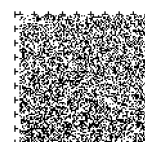


基本施策2 多世代交流・多文化共生の推進

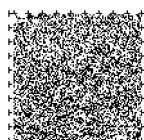
年齢や経歴の異なるさまざまな住民が、自分らしさを大切にしながら同じ地域で暮らしていくためには、お互いに関心を持ち、認め合うことが大切です。そのためには、学校や職場といった特定のコミュニティの人間関係だけでなく、日常生活におけるご近所の方との挨拶や交流、地域のイベントへの参加等を通じて、自分たちが暮らす地域の一員として、幅広いつながりを作ることが必要になります。

また、市内に外国人の居住者が増えている中で、これまでになかった新しい要望も生まれています。そうした声に応えるとともに、外国人の方と共に快適に暮らせる地域を目指した取り組みを進めます。これまで地域との関わりを持っていなかった住民を取り込みながら、地域のつながりを育みます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①だれもが参加できるまつりやイベント等への参加支援	和光市民まつりやゆめあい和光まつり、市内の団体で行っている交流イベント等の開催にあたって、地域福祉活動やボランティア活動の参加の場を提供するなど必要な支援を行います。また、参加者に対して、他の地域福祉活動やイベント等の情報提供を行い、活動の場の拡大につなげます。市民は、市内で行われているまつりやイベントに関心を持ち、積極的に参加します。	市民 (支援: 市・社協)
②多世代交流の場への参加	多世代交流の場を拓げます。また、こども食堂等、市民によるイベントを開催するなど多世代交流の機会を作ります。	市民 (支援: 市・社協)
③地域における多世代交流の場の活性化	市内各地で行われている多世代交流事業について、市民や社協と一緒に検討し、継続的に実施することができるよう、場所や体制の調整を行います。また、特定の拠点で実施している多世代交流事業を、市内全域に拡大して展開することや、対象者の決まった既存事業を活かし、参加者の世代を拓げて新たな交流の場として応用することなどを検討します。	市
④社協運営施設を活用した多世代交流の場の活性化	社協運営施設では、児童から高齢者まで多様な世代が利用する事業所を運営しており、事業所の強みを生かして、地域住民同士や多世代による交流の機会を作ります。	社協



取組項目	取組内容	取組の主体
<p>⑤多文化共生を意識した 取り組みの実施</p>	<p>国や文化の違いを考慮し、発行物には送り仮名やイラストを盛り込んだり多言語表記を行うなど、ユニバーサルデザインを意識した掲載等の工夫を行います。</p> <p>また、ごみの出し方等の生活ルールについて多言語で表記し理解を促すなど、外国の方の地域生活での利便が高まり、地域住民も安心して暮らせるようになる取り組みを支援するとともに、多文化との共生に取り組む団体等との連携を推進します。</p>	<p>市・社協</p>
<p>⑥多様な文化を理解する福祉共育の推進</p>	<p>福祉共育の観点から、こどものうちから、多文化共生についての意識が醸成されるようにしていきます。</p>	<p>社協</p>

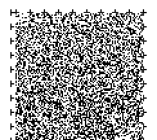


基本方針 3 ふれあい支え合える地域づくり（地域づくり）

基本施策 1 地域の福祉活動の充実

地域福祉活動の推進には、住民や行政だけでなく、民間の法人・団体の力が不可欠です。社協が行う地域支援活動や地区社協の活動を充実させ、また社会福祉法人や NPO、市民団体、民間企業等による福祉活動の活性化を図ります。

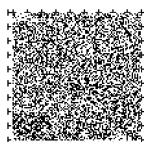
取組項目	取組内容	取組の主体
①地域の居場所の整備と確保の支援	地区社協で地域実情に即したサロン等の活動が行えるよう、地域福祉コーディネーター等の支援や、補助金・助成金の情報提供等を通じて、地域の居場所の整備と運営の支援を行います。	市・社協
②属性を問わない相談支援	どのような相談に対しても受け止め、しかるべき機関につなぐことや、他機関との協働によって解決を目指す相談支援を実施します。	市・社協・事業者
③地域の居場所を運営する関係団体の連携推進	地域における公益的な取り組みとして、法人連絡会を設立しており、施設の開放や地域福祉に資する事業を、他の社会福祉法人等と連携して推進します。	社協・事業者
④施設を活用した居場所づくり	社協が運営している施設を活用し、身近で気軽に行ける居場所づくりを進めます。	社協



基本施策2 地区社協活動の充実

現在、市内9小学校区の全てに地区社協が設立されています。それぞれの地区社協が、サロンや地域食堂、夏休みのラジオ体操等、地域特性に合わせた活動を行っており、地域のイベントにも積極的に参画しています。それぞれの地区社協活動で、充実した活動が行えるよう、支援を行います。

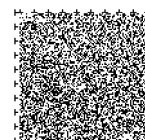
取組項目	取組内容	取組の主体
①地区社協活動の周知、啓発活動への参加	地区社協活動に関心を持ち、周知するためのチラシを作成するなどの啓発活動を行います。より多くの住民に活動に参画してもらえよう、地区社協活動の発信及び周知を、広報誌等を活用して行います。	市民 (支援: 市・社協)
②地区社協活動への理解と参加	地域の課題に関心を持ち、地区社協活動が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすための機会となることを理解し、活動に積極的に参加します。	市民
③地区社協の活動支援	地区社協が継続して活動できるよう、地区計画作成や活動の支援、助成金情報の提供等を引き続き行います。加えて、地区社協活動に必要な研修や講演会の開催や情報提供を通じて、自主的な活動がなされるよう支援します。また、地区社協間において相互に発展した会となるよう、情報提供や意見交換の機会等の開催支援を行います。	市・社協
④地域団体や行政との連絡調整	地域の互助力を高めるため、自治会や民生委員やボランティア等の地域の各団体との関係構築及び行政各部署との連携を図ることができるよう、連絡調整を行います。	市・社協
⑤地区社協の活動場所の提供	地区社協の活動場所として、市内公共施設の有効活用を支援することで、地域コミュニティの活性化を図ります。例えば、市立公園で地域活動団体を除き実施を制限している活動(例:花火、公園の植栽活動)等を、地区社協の単独事業や市との共催事業として実施できるよう一緒に検討し、応用的な活用ができる機会を作ります。	市



基本施策3 地域福祉コーディネーター機能の充実

日常生活圏域に配置される地域福祉コーディネーターは生活支援コーディネーターを兼ねており、地区社協等と地域の状況や課題等について情報を共有し、専門職等関係機関との会議において介護予防と生活支援、社会参加の場となる住民活動につなげるなどの幅広い役割を担うため、その機能の充実は必要不可欠です。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域福祉コーディネーターとの連携を図った地域活動の推進	地域活動や地域の課題を地域福祉コーディネーターと共有し、地域活動を推進します。	市民
②地域福祉推進協議会の活動の活性化	全ての日常生活圏域に設立を目指し、地域福祉推進協議会における活動を推進します。	社協
③地域福祉コーディネーターの機能の充実	日常生活圏域に配置されている地域福祉コーディネーターは、支援が必要と思われる住民に対して、早期に地域包括支援センター等の相談機関につなぐ役割を担います。 また、自治会や民生委員の集まりや支援会議に出席することで地域のニーズを発見し、生活支援や介護予防、社会参加機能を持つ地区社協等の住民活動へ積極的につなぐ役割を担います。あわせて、地区社協の活動支援と市との橋渡しを行う役割を担います。	社協
④地域活動との連携	同じ日常生活圏域内にある他の小学校区の現状と目指すべき将来像、それに対する地区社協の取り組みを共有します。市民による地域福祉活動を地域福祉コーディネーターと共有し、住民の主體的な地域活動を支援します。	社協



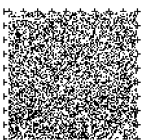
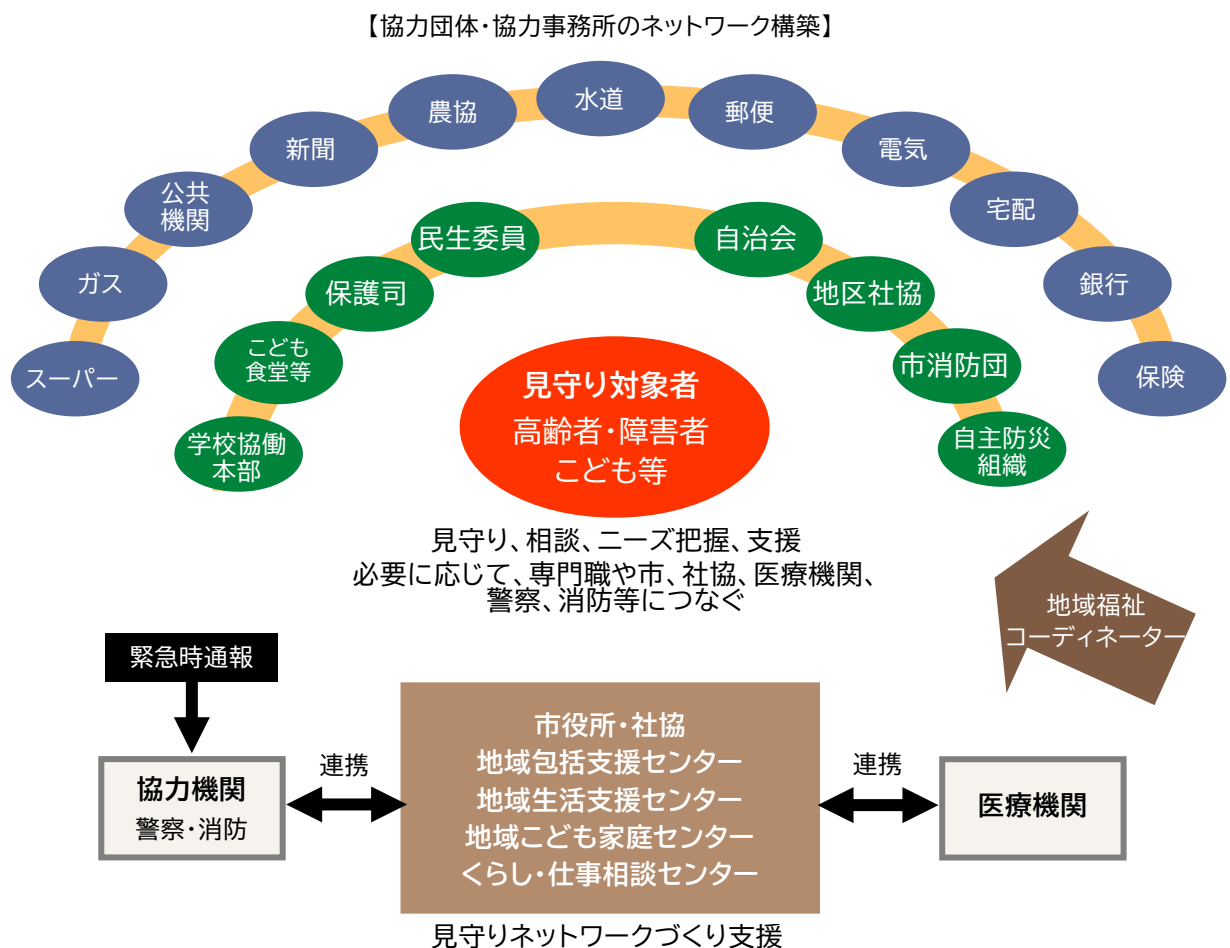
基本方針 4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり (見守りネットワーク)

基本施策 1 地域の見守りネットワークの構築

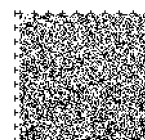
市内関係機関、地域住民、民間企業等との連携により、要支援者が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における問題を市並びに関係機関、関係者が早期に発見し、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう見守りネットワークを構築します。

サロン活動、こども食堂、高齢者会食会等、さまざまな住民の活動が見守り機能、相談支援機能を持っています。民生委員も、見守りの中心的な役割を果たしています。

見守りシステムには、ICTを積極的に活用していくほか、市・福祉機関が民間企業との間で見守り協定を締結し、民間企業は認知症が疑われる顧客を発見した場合等、市や地域包括支援センター等と連携することで、早期発見・早期対応につなげることを目指します。



取組項目	取組内容	取組の主体
①見守り活動を担うメンバーを拡げる構成員の検討	地域の見守りネットワークの構築には、身近な地域にある多様な機関・団体の協力が不可欠です。自治会や民生委員、地区社協といった地域福祉に関する人や機関に加え、日常生活において住民との接点が多い民間事業者(新聞・郵便・宅配等の配達事業者、金融機関やスーパー等)にも、要支援者のゆるやかな見守りや異変の早期発見を担う構成員として協力を求めます。	市・社協
②見守りネットワーク機能化のための仕組みづくり	見守りネットワークの構成員が要支援者の異変を発見した場合等、見守り活動を通じて他との協働が必要な場合に、市役所や社協、地域包括支援センター等の専門機関へ円滑に連絡・相談できる体制を整備します。	市・社協
③ネットワーク構成員による会議の開催 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(定例会)</div>	ネットワークを構成する関係機関や地域福祉関係者、民間事業者等が集まる定例会を設置します。定例会では、各々の活動状況や地域の課題について情報共有や意見交換を行うとともに、具体的な支援事例の検討を通じて、構成員がお互いに顔の見える関係を構築し、横のつながりの強化を図ります。	市・社協・ 関係機関・ 市民
④(仮称)井戸端検討会議 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(個別検討会)</div>	ひとつの機関や関係者では対応が困難な事例や複合的な課題を抱える要支援者について、個別検討会議を開催します。会議には、対象者の状況に応じて必要となる専門職や関係機関の実務者が参加し、課題の共有、具体的な支援方針の決定、役割分担の明確化を行います。	市・社協
⑤困りごと相談等の活用	市民一人ひとりが、自分や家族の困りごとや悩みについて、各事業所の相談窓口を積極的に活用します。	市民
⑥地域社会の受け入れとつながり	地域での見守りは、ネットワークの構成員だけで行えるものではなく、住民が支援を必要とするさまざまな事情を抱える人への理解を深めることが大切です。 また、サロン活動やこども食堂等には、さまざまな活動を通じた見守り機能、相談支援機能があります。住民はこれらの活動に自然に関わり合える機会を増やすなど、顔の見える関係がある地域づくりを目指します。	市民 (支援: 市・社協)



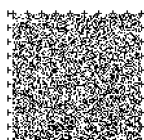
基本施策2 避難行動要支援者登録制度の整備

自力で迅速な避難行動をとることが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害時の支援を取りこぼすことが無いよう、既存の制度の課題を見直して条例化による制度の整備を進めます。

本市では、同意した人の情報のみを平常時に事前提供する「手上げ方式」を採用しています。令和7(2025)年7月末時点で、市が把握している要支援者2,953人のうち、自主防災組織等へ事前提供されているのは853人(29.1%)にとどまることから、手上げ方式では支援が必要な人を取りこぼしてしまうことを地域で心配されている事例もあります。

こうした事例を踏まえ、対象者全員に案内文を郵送し、名簿への記載を望まないとの返信がなければ同意したとみなす「逆手上げ方式」を取り入れた制度の条例化を検討します。市は、要支援者の名前、住所、連絡先、支援が必要な理由を記した名簿を作成し、作成した名簿を、警察署や消防署、消防団、民生委員、自治会、地区社協、自主防災組織等へ提供する仕組みづくりを進めていきます。あわせて、名簿への記載者となる要支援者には、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画書)を順次作成します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①避難行動要支援者登録制度条例化に合わせた取組内容の見直し	条例化により、これまで以上に多くの要支援者情報を平常時から地域の支援関係者(自主防災組織・警察・消防等)と共有することになるため、災害時の迅速な安否確認や個々の状況に応じた支援体制の構築を目指します。	市
②制度の積極的な周知・申請の案内	市ホームページ・広報誌への掲載、市内公共施設への申請書類の設置等による積極的な広報活動を行います。 未登録の対象者に対し、制度案内の通知を発送するほか、障害者手帳等の申請窓口での案内や、特に支援を要する方への戸別訪問等による案内を行います。 あわせて、市内の障害福祉サービス事業所や介護事業所に対する定期的な事業者説明会を開催し、事業者を通じた利用者への制度の周知を図ります。	市
③登録名簿の適切な管理	避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画書)を3年毎に要支援者本人及びその支援者へ配付し、定期的な計画内容の確認と情報の更新を行います。また、自治会、地区社協等へ名簿を提供する際は、個人情報漏洩することがないように、管理・取り扱いを規定した協定を締結します。	市・市民

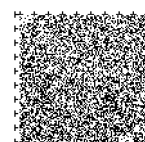


取組項目	取組内容	取組の主体
④支援者の登録名簿の有効な活用	災害時には、すみやかに避難所等へ名簿を提供し、安否確認や避難支援へ活用します。要支援者名簿の活用については、社協や住民と共に検討します。	市・社協・市民
⑤支援者の確保	支援者がいない登録者に対しては、本人の意向を確認した上で、地域団体等が支援者候補を探す取り組みを行います。	市・社協・市民

基本施策3 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

災害支援だけでなく、日常生活においても要支援者の異変にいち早く気づくために要支援者に関する日頃からの情報共有や見守り活動等、それぞれの地域に合わせた支援体制の充実を図ります。また、地域防災組織の強化とともに福祉避難所の運営や民間施設の緊急受け入れ等、要支援者の支援体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施	防災訓練を実施している地区社協や自治会、福祉施設等と連携し、避難行動要支援者の避難訓練を実施します。	市民 (支援:社協)
②災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ・運営訓練の実施	災害ボランティアセンターについて周知を行います。また、地域住民と共に災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施します。	社協
③普段からできる災害等に対する備え	災害発生時に必要な物を確認し、水・食料等の備蓄や避難時に持参するものを準備しておきます。特に、要支援者は、自分自身の情報(個別計画書・携帯電話の活用等)の整理をしておき、薬・医療器具等を準備しておきます。	市民 (支援:社協)
④市民同士による声掛けや見守り活動の促進	日常的な声掛けや見守りの大切さについて市民の協力が得られるよう、周知・啓発を行います。	社協
⑤市民同士による日常的な声掛けや見守り活動の実施	地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や見守り・声掛け活動に参加します。また、日頃から住民同士の声掛けを行います。	市民 (支援:社協)
⑥市民による災害発生時の避難支援	災害時等の避難が必要な際は、自身の安全を確保した上で、支援を必要とする方への避難誘導の声掛けや可能な範囲での避難支援を行います。	市民



基本方針 5 支援会議体の設置（支援会議体）

基本施策 1 多様な支援を共に考える会議の場づくり

社会福祉法準拠、生活困窮者自立支援法、生活保護法、孤立孤独対策推進法や既存の会議体（中央ケア会議等）を包含する形での会議体の設置を進め、さまざまな分野にまたがる複合的な課題を協議し、迅速に包括的な支援につなげます。

取組項目	取組内容	取組の主体
① 構成員の検討	支援会議体では、複雑化・複合化している地域課題を、分野を横断する形で課題の協議と協働した支援を推進できるよう、構成員の検討を行います。	市
② 会議体の持つ役割や位置付けの明確化	支援会議体では、支援の際に必要な情報を共有することによって、状況に即した支援の方向性を具体的に協議できることから、守秘義務も含めた会議体の役割や市における位置付けを明らかにします。	市
③ 定期的(随時)会議の開催	支援会議体による会議を定期的に(または随時)開催し、地域で問題となっている複合的な課題の解決に向けた協議を進めます。	市

